

ほう素、ふっ素に係る暫定排水基準の見直しに関するヒアリングシート

| | | |
|---|---------------------------------|------------|
| 団体名 | 一般社団法人日本温泉協会 | |
| 担当者 | 関 豊/荒井 英世 | |
| 会員企業数 | 正会員 1,279 ※うち温泉利用の宿泊施設数 901 | |
| | 全国の温泉利用施設数 13,008 社 (カバー率 6.9%) | |
| <p>1. 温泉排水のほう素、ふっ素濃度低減のために、平成 28 年 7 月からの 3 年間の取組内容及び結果等を記述してください。</p> <p>※必要に応じて、参考になる資料を添付してください。</p> <p>※直近 3 年程度の排水濃度の推移を示すグラフがあれば添付して下さい。</p> <p>濃度低減に直接効果を及ぼすものではないが、水質汚濁防止法への理解と、対応の必要性を、機関誌「温泉」に情報を掲載したり、総会その他委員会等の会議で周知を図った。</p> | | |
| 2. 平成 31 年 7 月の暫定排水基準見直しに対する要望をお伺いします。 | | |
| 暫定排水基準適用項目 | 現状暫定排水基準 | 要望暫定排水基準 |
| ほう素及びその化合物 | 500 (mg/L) | 500 (mg/L) |
| ふっ素及びその化合物 (S49. 12. 1 以前に湧出していなかった温泉を利用し、排水量 50m ³ /日以上) | 15 (mg/L) | 15 (mg/L) |
| ふっ素及びその化合物 (自然湧出以外のもの (上記を除く)) | 30 (mg/L) | 30 (mg/L) |
| ふっ素及びその化合物 (自然湧出のもの (上記を除く)) | 50 (mg/L) | 50 (mg/L) |
| <p>暫定排水基準を要望する理由・年数</p> <p style="text-align: right;">【ほう素： 年】</p> <p style="text-align: right;">【ふっ素： 年】</p> <p>(理由) 旅館の経営実態は厳しい状況にあり、暫定基準がなくなった場合、経営が成り立たなくなるおそれがある。</p> <p>(年数) 現実的に安価なコストで処理できる技術が開発されるまで。</p> | | |
| <p>関係事業場数 (一般排水基準を達成できない事業場数)</p> <p style="text-align: right;">【ほう素： 事業場】</p> <p style="text-align: right;">【ふっ素： 事業場】</p> <p>実数は把握できていない。</p> | | |

3. ほう素、ふっ素の排水処理技術を導入している例（事業場）をご存じでしたら、その取組について可能な範囲でお聞かせ下さい。また、排水処理技術の導入以外の排水濃度低減方策の導入可能性や方針等について、貴団体としての取り組みや御意見がありましたらお聞かせください。

- 河川水(湧水)を浴場排水に加え希釈し放流する。(この場合、河川水(湧水)を得られる事業所では可能であるが、自然系から考え無意味である。)
- 雨水を貯め浴場排水に加え希釈し放流する。(この場合、降水量の季節性(冬季は降雪のためゼロ)から、必要量を蓄える貯水池の設備が問題である。)
- 公共下水道を整備する。
- 温泉水の使用量を衛生上許される範囲内に抑える。

4. 平成31年7月以降における取組について

① 貴団体の取組計画についてお聞かせください。

- 団体としては、機関誌、ホームページ、総会や各委員会を通じて水質汚濁防止法について周知に努める。
- 地域としては、各事業所に水質汚濁防止法についてPRし、汚濁された排水を少なくするよう指導したとしても、それぞれの地域での温泉供給のシステム、各事業所での温泉利用方法(循環・かけ流し)が異なるので、専門機関の指導を得て進めたい。

② 今後の改善策及び一律排水基準達成の見込みについての見解をお聞かせください。

- 現実的に安価なコストで処理できる技術が開発されるまでは、一律排水基準の達成は困難である。また、もし低廉な濃度低減装置が開発されても、過半数の事業所の利益が確保されない現状では導入困難であると思われる。
- そもそも自然排水の温泉排水については、利用事業者の理解を得ることが難しい。
- 下水道が完備され温泉と一般排水が分離されている地域では、温泉排水終末で一括して濃度低減し河川に放流できる場合は特例で認めてほしい。

5. その他御意見等ありましたら、ご自由に記載下さい。